

京都大学の学生の皆様へ

海外で安心・充実した留学生生活を送るために・・・

2020年度用
公益財団法人 日本国際教育支援協会

学研災付帯 海外留学保険 (略称: 付帯海学)

45.6 %

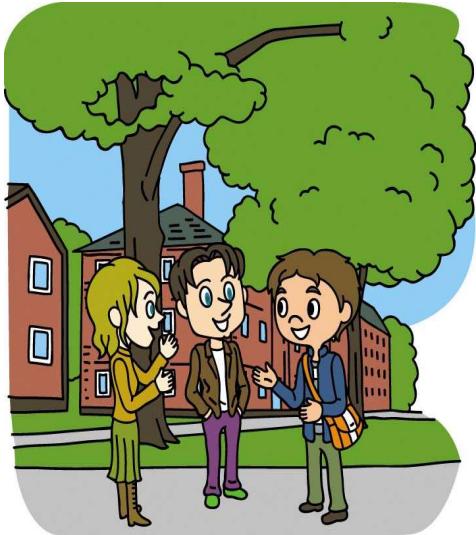
割引適用

包括割引▲15%

過去の損害率

による割引▲36%

付帯海学は、派遣留学生を応援するために創設されました。学研災を導入している全国1,082校^{*1}の学生を加入対象^{*2}としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした包括割引と、過去の損害率による割引を適用しております。



*1 2019年3月末時点の学研災賛助会員校数。

*2 本制度の対象となる留学は、下記「付帯海学の対象者」をご参照ください。

付帯海学の対象者

学研災に加入しており、在籍大学が承認した海外留学や海外研修などに参加する学生
(単位認定の有無は問いません。)

※在籍大学が本制度の導入をしている必要があります。また、在籍大学が対象とした留学に参加する学生は、全員本制度にご加入をいただきます。

お申込から発券まで

- ① 保険料表のQRコードを読み取り、学研災付海外留学保険のお申込HPへアクセスしてください。
- ② 「お申込みフォーム」に全てをご入力の上、送信をお願いします。

※ ご出発日の原則2週間前までにお申込みください

お申込みから被保険者証到着まで少なくとも約1週間を要します。

お申込みが直前となった場合はご相談させていただきますので、下記メールへ送信ください。

東京海上日動パートナーズかんさい京都支店 kyoto-u.3@tnpgrp.jp

※ ドメイン設定のお願い

お申込み内容について、弊社からメール、または電話でご連絡させていただく場合がございます。

下記メールアドレスを受信できるよう設定をお願いします。

- ③ 「保険料払取扱票」、「契約加入手続書(お客様控)」、「海外旅行保険被保険者証」を
ご入力頂いたご住所にお送りします。
- ④ 内容をご確認の上、「保険料払取扱票」を利用し、「郵便局」で保険料をご送金ください。

※ 保険料は「払取扱票」が届いてから1週間以内にお振込みください

「払取扱票」をご利用の上、必ず郵便局からお振込みをお願いします。

- ⑤ 必ず弊社までご送金手続きを済ませた旨のご連絡をメールにてお願いします。

重要 下記項目をお知らせください。

メールアドレス : kyoto-u.3@tnpgrp.jp

ご連絡いただく内容

- ① 大学名
- ② 被保険者様名
- ③ 証券番号 ※申込書のお客様控右上に記載されています
- ④ 保険期間
- ⑤ 保険料

ご注意：お申込みいただいた際の返信メールでは入金出来ません。

※ 海外渡航届を必ず大学へ提出してください

保険の概要

保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.5～6をご確認ください。

ご自身のケガや病気に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

傷害死亡保険金

(ケガを原因とする死亡の場合)

留学先でのケガが原因で
亡くなってしまった場合



疾病死亡保険金

(病気を原因とする死亡の場合)

留学先での病気が原因で
亡くなってしまった場合



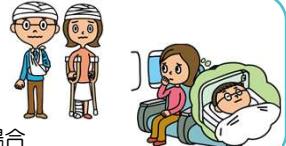
傷害後遺障害保険金

留学先でのケガが原因で
後遺障害が生じてしまった場合



治療・救援費用保険金

- 留学先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合
- ケガや病気で継続して3日以上の入院で家族に駆けつけてもらうことになった場合



歯科治療費用保険金

留学先で歯が痛くなった場合 *1

*1 留学中に発病した歯科疾病に対して、保険始期から待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療（除く予防、矯正治療）を開始した場合に限ります。詳しくは補償内容のご説明でご確認ください。



⚠歯科治療費用保険金が付帯されているプランは限定されています。

⚠待機期間15日を経過するまでの治療費用は補償対象となりません。

持ち物に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

携行品損害保険金



- 留学先で盗難にあい盗まれたものが出てこなかった場合
- デジタルカメラ等を落として壊してしまった場合

(注1) 携行品（パスポートを含みます。）の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害については保険金をお支払いできません。

(注2) 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。

(注3) 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、保険期間を通じて30万円がお支払いの限度となる場合があります（保険金額30万円超の場合）。

他人にケガ等をさせて しまったときの補償

31日まで

賠償責任保険金



- 人にケガをさせてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合

31日超

留学生賠償責任保険金



- 人にケガをさせてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合
- お店の商品を壊したり、アパートの部屋を水浸しにした場合

その他の費用に関する補償

保険期間31日まで・保険期間31日超 共通

航空機寄託手荷物保険金*

航空会社に預けた手荷物が出てこなくて、
身の回りの品を買った場合

*「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。



航空機遅延保険金*

航空機の出発が遅れ、ホテル代や食事代等を負担した場合

*「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および
「乗継遅延費用保険金」を指します。



東京海上日動のサービス体制^{*1}

海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)で受け付けています。

*1 「主たる旅行先」が海外から日本のご契約または保険の対象となる方が日本ご滞在中の場合は、一部のサービスをご利用いただけません。

*2 海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じてご提供させていただきます。医師または看護師等は原則として、日本語を話すことができませんので予めご了承ください。

日本語で対応^{*2}

24時間/年中無休

※各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
※戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。
※当社はご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、当社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。
※サービス内容は変更・中止となる場合があります。
※付帯海学はペッターネームであり、サポートデスクでの受付においては、海外旅行保険として受け付けさせていただきます。
※「留学生賠償責任」については、現地での保険金支払いに関するサービスのご利用はできません。したがいまして、保険金支払対象となる費用が生じた場合には、保険の対象となる方に一旦立替払いをしていただき、後日、日本にてご請求いただくこととなります。

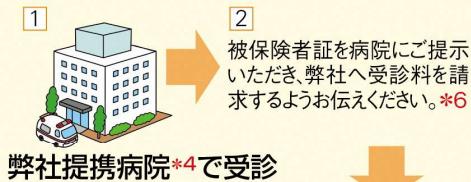
①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

対象 被保険者証をお持ちのお客様

何かと心配な海外での病院受診時にお客様をお守りします!

キャッシュレス・メディカル・サービス^{*3}

弊社提携病院^{*4}で受診



左記以外の病院^{*5}で受診



病院の窓口で受診料をお支払いいただかずに受診終了!

(上記のいずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。
また、サービス内容は変更・中止となる場合があります。)

*治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

*3 治療にかかる費用が少額のときは病院窓口で治療費をお支払いいただく場合がございます。この場合には後日保険金の請求手続きをお願いします。

*4 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界90都市以上の約280の病院をいいます(2019年6月現在)。

主な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。

*5 弊社への受診料請求を了承した病院に限ります。

*6 「海外旅行保険あんしんガイドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の移送の手配



救援者の渡航手続き、ホテルの手配



※ご契約の付帯海学で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに常駐している看護師または現役救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為はご提供しません。
※ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

③トラベルプロジェクト

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

困った

ホテルでトラブルが発生した。でもフロントにうまく伝えられない



電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

43か国語に対応(2019年6月現在)

*ご希望される言語により、四者通話にてサービス提供させていただくことがあります。

手数料
無料

困った

ホテルの予約方法がわからない! どうしよう!



ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

手数料
無料*

④スーツケース修理サービス

対象 被保険者証をお持ちのお客様

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料
無料*⁷

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の手続きに関するアドバイスをいたします。

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

空港とホテルの間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテルの間の送迎予約と手配を行います(当会社が指定した事業者に限ります。)。

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関する情報提供、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等をご提供します。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、留学先等へ手短なメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*⁷ 予約・手配等にかかる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設の客室料等の実費はお客様のご負担となります。

対象 携行品損害保険金をお支払いできる場合

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えただく手間がかかりません。



*サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
*航空会社から補償金、修理費用等を受領された場合は、ご利用いただけません。
*一部のブランドについては、ご利用いただけない場合があります。
*免責金額(自己負担額)が設定されているご契約の場合は、ご利用いただけません。
*スーツケース修理サービスの提供は日本国内に限ります。

⑤こころのカウンセリングサービス

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。

ご利用方法およびご利用時の注意点等の詳細については、「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。



*サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
*ご出国前およびご帰国後の日本からの利用はできません。
*電話カウンセリングについては、保険期間中かつ毎年12月1日から翌年11月30日までの間に1人5回までとさせていただきます。また、地域や内容によりご要望に沿えない場合があります。

⑥お客様特典

サービスの内容	海外用WiFi「グローバルWiFi」等のレンタルを弊社提携料金(25%割引)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社ビジョン)。 時差に伴う日中の眠気や集中力の低下、就寝時間の変化による寝つきの悪さなどの時差ボケを和らげることを目的としたアプリ(O:SLEEP)を弊社提携料金(1か月無料)でお申込みいただけます(サービス提供会社:株式会社O:(オー))。
---------	--

*各サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。
*サービスのご利用は1人1回までとさせていただきます。

海外旅行保険のあらまし(主な特約等の概要)

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行(海外への留学等)の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

●「保険期間31日まで」「保険期間31日超」共通の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変＊1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセツトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ＊1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセツトされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%～100%※ 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセツトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
疾病死亡保険金	① 海外旅行中に病氣で死亡された場合 ② 海外旅行開始後に発病した病氣＊2により、旅行終了後72時間までに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症＊3により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ＊2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。 ＊3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。＊4 ＊4 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセツトし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
治療救援費用保険金	■治療費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ② 海外旅行開始後に発病した病氣＊5により、旅行終了後72時間までに医師の治療を受けられた場合 ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症＊6により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病氣、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、bの費用がお支払いの対象となりません。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払うことが必要となる部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 ＊5 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。 ＊6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。＊7 ＊7 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	■治療費用部分 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ※ 日本国においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゆう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方にによる薬剤費・緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ② 治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aと合計で20万円を限度とします。) ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	■治療費用部分 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ※ 日本国においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゆう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方にによる薬剤費・緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ② 治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ) ④ 入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aと合計で20万円を限度とします。) ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用
歯科治療費用保険金	■救援費用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上＊8続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤ 海外旅行中に乘っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外來の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急搜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等 ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、bの費用がお支払いの対象となりません。 a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b.海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払うことが必要となる部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 ＊8 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	■救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族＊9の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで) ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ＊9 6親内の血族、配偶者＊10または3親等内の姻族をいいます。 ＊10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要素をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。) ① 婚姻意思＊11を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること ＊11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	■救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族＊9の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで) ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥ 遺体処理費用(100万円まで) ＊9 6親内の血族、配偶者＊10または3親等内の姻族をいいます。 ＊10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要素をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。) ① 婚姻意思＊11を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること ＊11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
歯科治療費用保険金	海外旅行中に発病した歯科疾病＊1を直接の原因として、保険期間の初日からその日を含めて15日間の待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科治療を開始した場合。 ＊1 歯科医師＊2が行う歯科疾病に対する治療のうち、予防治療および矯正治療を除いた治療で、かつ、社会通念上妥当な治療をいいます。 ＊2 日本国外においては、保険の対象となる方が診察、歯科治療または診断を受けた地および時における歯科医師に相当する資格を有する者をいいます。また、保険の対象となる方が歯科医師である場合は、保険の対象となる方以外の歯科医師をいいます。	歯科治療のために負担した下記①～④の費用で社会通念上妥当な金額に保険証記載の縮小割合(80%)を乗じた額を支払います。(歯科治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要な費用に限ります。) ※ 同一保険年度内の疾病に対して、歯科治療費用保険金額が限度となります。 ① 歯科医師の診察費、処置費および手術費 ② 歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費、および医療器具使用料 ③ X線検査費、諸検査費および手術室費 ④ 歯科治療費用保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用 ※ ただし、歯科治療を伴わない検査、その他当会社が歯科治療費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証記載の歯科治療に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。 ※ 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。歯科医師の診断書および領収証等の証明書類を必ずお持ち帰りください。	たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ・保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変＊3 ・放射線照射、放射能汚染 ・保険の対象となる方の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。(ただし、歯科治療を目的として歯科医師が用いた場合は、お支払いの対象になります。) ・海外旅行開始前に発病した歯科疾病 ・保険期間の初日から待機期間中に治療を開始した歯科疾病 ・歯科疾病に対する治療のうち、予防治療、矯正治療 ＊3 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセツトされているため、テロ行為はお支払いの対象になります。

(注) 歯科治療費用保険金が付帯されているプランは限定されています。

●「保険期間31日まで」「保険期間31日超」共通の補償

携行品損害保険金	<p>海外旅行中に携行品*1が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合</p> <p>*1 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*2をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歎・コントクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ・ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含まれません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。</p> <p>*2 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*3 ※ 乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※ 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※ お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>* 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*3 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*4とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*4のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限ります)、交通費、宿泊施設の客室料も含みます。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。</p> <p>*4 時価額とは、再取得価額*5から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。</p> <p>*5 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます</p>	<p>P.5に記載の①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失*6 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。) *6 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
----------	---	---	---

航空機寄託手荷物保険金	<p>① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかつたために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p> <p>② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかつたために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	<p>1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>「傷害死亡」に記載の①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波</p>
-------------	---	---	---

航空機遅延保険金	<p>① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合</p> <p>② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合</p> <p>・宿泊施設の客室料・交通費*1・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代</p> <p>*1 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。</p>	<p>1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">保険の対象となる方が負担した費用</th><th style="text-align: center;">お支払い額</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">a 宿泊施設の客室料</td><td style="text-align: center;">3万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">b 交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料</td><td style="text-align: center;">1万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">c 食事代</td><td style="text-align: center;">5,000円</td></tr> </table> <p>* 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額	a 宿泊施設の客室料	3万円	b 交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c 食事代	5,000円	<p>「傷害死亡」に記載の①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波</p>
保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額										
a 宿泊施設の客室料	3万円										
b 交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円										
c 食事代	5,000円										

●「保険期間31日まで」のみの補償

賠償責任保険金	<p>海外旅行中の偶然な事故により他人にケガさせたり、他の財物に損害*1を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>*1 次に掲げる損害を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害 	<p>損害賠償金の額</p> <p>※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>* 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>* 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対してても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>* 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。</p>	<p>P.5に記載の③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶*2、車両*3、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族*4に対する賠償責任 2 * ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *3 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。 *4 6親等内の血族、配偶者*5または3親等内の姻族をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。) ①婚姻意思*6を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>
---------	---	--	--

●「保険期間31日超」のみの補償

留学生賠償責任保険金	<p>海外旅行中の偶然な事故により、日常生活に起因する事故、または住宅*13の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガさせたり、他の財物に損害*1を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>*13 住宅とは？ 保険の対象となる方の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。</p> <p>*14 レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品、宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設(部屋内の動産を含みます。)に与えた損害</p> <p>*15 居住施設の損害については、対象が部屋か部屋以外かによって対象となる損害が異なります。</p> <p>部屋の場合 部屋に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は、以下に限ります。 ① 火災、爆発、破裂により部屋に与えた損害 ② 漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより部屋に与えた損害。ただし、給排水設備自体に生じた損害を除きます。 部屋以外の場合 火災、爆発、破裂、および漏水、放水またはあふれ水による水濡れによる損害。</p>	<p>損害賠償金の額</p> <p>※ 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>* 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>* 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対してても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>* 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。</p> <p>ご契約者を通じて、日本にて保険金請求の手続きをお願いします。</p>	<p>たとえば、 ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変*16 ② 放射線照射、放射能汚染 ③ ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④ 職務遂行またはアルバイト業務に関する賠償責任(仕事上の賠償責任) ⑤ 航空機、船舶*17、車両*18、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥ 受託品に関する賠償責任(*14で含める物はお支払いの対象になります。) ⑦ 親族*19に対する賠償責任 ⑧ 16 戦争危険等に免責に関する一部修正特約がセッティングされていますため、テロ行為はお支払いの対象となります。 ⑨ 17 ヨット、水上オートバイは保険金お支払いの対象となります。 ⑩ 18 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等は保険金お支払いの対象となります。 ⑪ 19 6親等内の血族、配偶者*20または3親等内の姻族をいいます。 ⑫ 20 婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。) ⑬ 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること ⑭ 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>
------------	---	--	---

必ずお読みください

ご契約に関するご注意点

◆学研災との関係について：

事故が発生した場合、学研災（学生教育研究災害傷害保険の略称）は、現行通り、帰国後在籍大学を通じての事故報告となりますので、ご自身でご報告をお願い致します。なお、傷害事故については、一定期間ごとに在籍大学の学研災窓口へ参考情報としてご提供しますので、ご了承願います。

◆渡航先での運動：

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・渡航先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・渡航先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- ・渡航先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

◆渡航先でのお仕事：

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

- ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合

◆留学先から保険加入を求められている場合について：

留学先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられる場合があります。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあります。弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合があります。お客様ご自身で基準をご確認頂いたうえで、お申し込みくださいようお願い申し上げます。

◆付保証明書について：

被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とする場合には、代理店または弊社までお申し出ください。

◆補償の重複について：

- ・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上で、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

◆海外における契約内容変更手続きについて：

【延長】保険期間の延長は満期（終期日）前までに必ずお手続きください。海外滞在中に保険期間の延長等の契約内容変更が必要となつた場合は、日本にいらっしゃるご家族、ご友人等に代理人となっていただきご契約の代理店または弊社に延長の手続きをお申し出ください。

ただし、保険金支払状況・告知内容により、ご契約の延長ができない場合がありますので、予めご了承ください。

※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。

お支払いいただく保険料の算出方法

追加保険料＝延長後の保険期間に対応する適用保険料－現存契約の保険

期間に対応する適用保険料

【解約】保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合はご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

充実した留学となりますように、
お気をつけてお出かけください。



◆保険金請求に関する個人情報の提供について

弊社は、保険の対象となる方が本保険の保険金請求をした際、保険金請求書に記載された個人情報を①大学に対して、大学が行う学生サービスや事務管理のために、また②契約者である（公財）日本国際教育支援協会に対して、同協会が行う大学からの照会対応や安全啓発・制度普及活動のために提供いたします。この取扱いに同意しない場合には、個別にご相談ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、学研災付帯海外留学保険（海外旅行保険）の概要をご説明したもので、ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

なお、各引受割合については（公財）日本国際教育支援協会にご確認ください。

<引受保険会社>東京海上日動火災保険株（幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険株 損害保険ジャパン日本興亜株 三井住友海上火災保険株

学研災付帯海外留学保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、（公財）日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍し、

賛助会員大学に認められた留学に参加する学生を保険の対象となる方とする海外旅行保険のペットネームです。

なお、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は原則として契約者が有します。

取扱代理店

株式会社東京海上日動パートナーズかんさい
京都支店京都支社

メールアドレス : kyoto-u.3@tnpgrp.jp

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当課: 京都支店営業課

〒600-8570
京都市下京区四条通駿河屋町西入立売東町22

TEL 075-241-1156

営業時間 平日9:00～17:00

※2020年6月1日より事務所を移転いたします

〒604-8804

京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル7F

TEL 075-823-6262 受付時間: 平日9:00～17:00

2020年度付帯海学 京都大学プラン

45.6%割引

包括割引15% 損害率による
割増引率36%

	プラン I	プラン II	プラン III	プラン II plus
保 険 金 額	傷害死亡	300万円	1,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害	300万円	1,000万円	3,000万円
	治療・救援費用	無制限	無制限	無制限
	疾病死亡	300万円	1,000万円	3,000万円
	賠償責任/留学生賠償責任*1	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	10万円	10万円	30万円
	航空機寄託手荷物	3万円定額	3万円定額	3万円定額
	航空機遅延	有(3万,1万,5千円)	有(3万,1万,5千円)	有(3万,1万,5千円)
	歯科治療費用*2	—	—	30万円
	待機期間*3	—	—	15日

保 険 期 間 別 保 険 料	1日まで	1,010	1,300	2,250	
	2日まで	1,390	1,690	2,730	
	3日まで	1,740	2,040	3,130	
	4日まで	2,050	2,360	3,510	
	5日まで	2,390	2,720	4,010	
	6日まで	2,720	3,080	4,500	
	7日まで	3,010	3,380	4,860	
	8日まで	3,270	3,650	5,200	
	9日まで	3,530	3,910	5,500	
	10日まで	3,780	4,170	5,840	
	11日まで	4,040	4,430	6,160	
	12日まで	4,290	4,690	6,470	
	13日まで	4,540	4,940	6,760	
	14日まで	4,770	5,190	7,100	
	15日まで	4,990	5,410	7,360	
	17日まで	5,310	5,730	7,760	6,220
	19日まで	5,780	6,210	8,330	6,780
	21日まで	6,240	6,700	8,970	7,370
	23日まで	6,510	6,990	9,420	7,720
	25日まで	6,730	7,240	9,810	8,040
	27日まで	6,940	7,460	10,180	8,350
	29日まで	7,100	7,640	10,490	8,610
	31日まで	7,250	7,810	10,800	8,870
	34日まで	7,720	8,330	11,440	9,540
	39日まで	8,880	9,550	12,840	11,000
	46日まで	10,530	11,330	15,000	13,040
	53日まで	12,470	13,410	17,470	15,350
	2ヶ月まで	14,760	15,870	20,510	18,140
	3ヶ月まで	20,380	21,910	27,960	25,120
	4ヶ月まで	29,110	31,300	39,630	35,500
	5ヶ月まで	37,660	40,500	51,050	45,740
	6ヶ月まで	46,090	49,570	62,320	55,810
	7ヶ月まで	54,640	58,760	73,750	66,050
	8ヶ月まで	63,210	68,000	85,250	76,300
	9ヶ月まで	72,030	77,470	96,970	86,810
	10ヶ月まで	80,670	86,770	108,570	97,120
	11ヶ月まで	88,980	95,720	119,720	107,120
	1年まで	97,630	105,020	131,270	117,390

*1 保険期間が31日までは賠償責任、31日超は留学生賠償責任となります。

*2 支出した費用に縮小割合(80%)を乗じた額をお支払いします。

*3 旅行行程中に発病した歯科疾患を直接の原因として、保険期間の初日から、その日を含めて15日を経過した後に歯科治療を開始した場合にお支払いします。

こちらのQRコードよりお申し込みください

